様式第二号を次のように改める。

様式第２号（第33条関係）

公共職業安定所コード番号						

（公共職業安定所で記入すること）

高年齢者雇用状況等報告書

（正）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第１項の規定により、令和　　年６月１日現在の状況を下記のとおり報告します。

厚生労働大臣　殿　　令和　　年　　月　　日

事業主	①（ふりがな） 名称（法人の場合）又は氏名（個人事業の場合）		②（ふりがな） 代表者氏名（法人の場合）	
	③住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）	〒（　　―　　） 電話番号　　（　　）		
	④法人番号			
事業の種類	⑤産業分類番号	事業の具体的内容（　　）	⑥労働組合の有無	□イ　あり □ロ　なし
	⑦雇用保険適用事業所番号			
定年制の状況	⑧定年	□イ　定年なし □ロ　定年あり（定年年齢＿＿＿歳）		
	⑨定年の改定予定等	□イ　改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳） □ロ　廃止予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月に廃止） □ハ　改定又は廃止を検討中 □ニ　改定・廃止予定なし		
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	□イ　就業規則等で継続雇用制度を定めている →ａ継続雇用先 ・65歳未満（□(イ)自社　□(ロ)親会社・子会社等（以下「子会社等」という）　□(ハ)関連会社等） ・65歳以上（□(イ)自社　□(ロ)子会社等　□(ハ)関連会社等　□(ニ)その他の会社） →ｂ対象 →□(イ)希望者全員を対象（＿＿＿歳まで雇用 更に基準に該当する者を＿＿＿歳まで雇用 ・基準（65歳未満）の根拠（□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映　□(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ） ・基準（65歳以上）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） （注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。）に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は（イ）に記入 →□(ロ)基準に該当する者を対象（＿＿＿歳まで雇用 ・基準（65歳未満）の根拠（□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映　□(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ） ・基準（65歳以上）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） □ロ　制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）		
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定	□イ　継続雇用制度の導入・改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳まで雇用） →内容（□（イ）経過措置の基準の廃止　□（ロ）新規導入　□（ハ）上限年齢の引上げ　□（ニ）その他） □ロ　継続雇用制度の導入・改定を検討中 □ハ　継続雇用制度の導入・改定予定なし		
⑫創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）		□イ　創業支援等措置を実施している →ａ実施している措置（□(イ)業務委託　□(ロ)自社が実施する社会貢献事業　□(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業　□(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業） →ｂ過半数労働組合等の同意（□(イ)同意を得ている　□(ロ)同意を得ていない） →ｃ対象 →□(イ)希望者全員を対象（＿＿＿歳まで就業支援 更に基準に該当する者について＿＿＿歳まで就業支援 ・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） →□(ロ)基準に該当する者を対象（　　歳まで就業支援 ・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） □ロ　創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）		
⑬創業支援等措置の改定予定		□イ　創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和＿＿＿年＿＿＿月より＿＿＿歳まで就業支援） →内容（□(イ)対象者限定基準の廃止　□(ロ)新規導入　□(ハ)上限年齢の引き上げ　□(ニ)その他） □ロ　創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む） □ハ　創業支援等措置の導入・改定を検討中　□ニ　創業支援等措置の導入・改定予定なし		